

平成28年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 平成28年5月20日（金）

午後5時00分～

場 所 市民会館31号

1 議事日程

(1) 議事

- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

(2) その他

2 出席者

(1) 委員	委員長	佐藤 允
	委員	杉野 邦彦
	委員	本間 雅彦
(2) 事務職員	幹事	宮沼 直之
	事務職員	川村 正利
	事務職員	熊澤 和宏
	事務職員	川上 静

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 定刻になりましたので、ただいまより平成28年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、1の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

川村事務職員 それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に関連し、平成28年4月1日付けの組織改編につきまして、その概略をご説明申し上げます。

資料1-2と記載している平成28年4月1日付け人事異動概要をご覧ください。

1ページから4ページまで組織改編の概要を記載しておりますので、資料に沿って各部等の主な変更概要をご説明申し上げます。

はじめに、企画政策部企画課主査（大学連携担当）の新設であります。市内4大学との連携強化を図りながら、学生の地域定着や広域的な活動への支援、大学の知的資源の活用に向けた事業を展開するため、新たに企画課に大学連携担当主査を配置したものであります。

次に、企画政策部政策推進課参事（総合計画・総合戦略担当）への改編であります。えべつ未来づくりビジョンと江別版地方創生総合戦略を一体的に推

進することにより、定住人口・交流人口の増加策など、計画の着実な推進と進行管理を行うため、総合計画担当部門と地方創生担当部門を総合計画・総合戦略担当に統合したものであります。

次に、企画政策部政策推進課主査（住環境活性化・公共交通担当）の配置であります。バスの実証運行の結果を踏まえた駅を中心とする路線再構築や市全体の交通計画の策定のほか、住み替え支援を推進し、高齢者はもとより、誰もが住みやすい住環境づくりを進めるため、住環境活性化・公共交通担当参事の配下に主査を配置し、体制の強化を図ったものであります。

次に、生活環境部市民生活課参事（市民協働担当）の新設であります。生活環境部市民生活課に市民協働担当部門を新設し、これまで企画政策部が所管していた協働及び男女共同参画に関連する業務を移管することにより、協働に係る部門を一元化し、協働のまちづくりの取組を一層推進しようとするものであります。

2 ページをご覧ください。

経済部商工労働課主査（地域雇用・産業連携担当）の配置であります。市内で安心して働ける就業環境を整備するため、市内企業の成長を支援し、雇用の場を確保するとともに、働く人材の育成・支援を進めていくため、地域雇用・産業連携担当参事の配下に主査を配置し、体制の強化を図ったものであります。

次に、経済部商工労働課参事（商店街・観光振興担当）への改編であります。商店街活性化担当部門を商店街・観光振興担当部門に改編し、あわせて、建設部の活性化事業推進担当部門を移管することにより、地元商店街との活性化事業を一体的に推進するとともに、観光・物産情報を積極的に発信しようとするものであります。

次に健康福祉部介護保険課主査（地域支援事業担当）の増員であります。高齢者の在宅生活を支えるため、住まい・医療・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を着実に進めるため、地域支援事業担当主査を1名増員し、体制の強化を図ったものであります。

3 ページをご覧ください。

建設部建築指導課主幹（建築政策担当）の新設であります。空家等対策の推進に関する特別措置法への対応窓口として関係部局と協力しながら空き家対策に取り組むほか、親と同居又は近居や多子世帯の住宅取得等に対する補助制度を活用した定住促進を図るため、建築指導課に新たに建築政策担当主幹を配置したものであります。

次に、教育部スポーツ課主査（スポーツ振興担当）の新設であります。東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、トップアスリートと市民との交流などを通じたスポーツ振興を図るため、新たにスポーツ課にスポーツ振興担当主査を配置し、合宿団体への支援を行うなど、スポーツ合宿誘致を進めようとするものであります。

4 ページをご覧ください。

ただいまご説明申し上げました以外の各部等の組織改編について記載したものであります。こちらについては、後ほどご参照ください。

次に参考資料と記載している資料をご覧願います。

最初のページに、4月1日付けで、新設及び廃止した管理職の一覧を添付しております。新設する職が左側、廃止する職が右側となっております。

この資料の次ページ以降には、昨年7月1日と本年4月1日現在における組織機構改編図を添付しております。右側が本年4月1日現在の組織となっており、太枠、ゴシック体で表記したところが、今回変更となった組織になります。

この一覧をご覧いただきながら、資料1-1と記載しております資料をご覧願います。

今回新設、廃止した管理職の改正内容を、公布文の形式にしたものが、資料1-1の1ページの内容となっております。この規則の附則におきましては、施行期日を公布の日からとし、この規則の改正規定につきましては、平成28年4月1日から適用するものであります。

なお、資料1-1の2ページ以降は、この規則の新旧対照表を添付しており、下線を引いている部分が今回改正を行うものとなっております。

この規則の改正につきましては、本委員会でのご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明を受けましたが、これについて質疑はございませんか。

杉野委員 今回の人事異動で、職員数はどのように変わったのですか。

川村事務職員 今年度4月1日現在は1,162名で、昨年4月1日が1,163名となっております。全体としては1名減員となっておりますが、行政職で見ますと、昨年の4月1日と今年の4月1日ともに806名の同数であります。1名減員については、医療職となっております。

委員長 管理職員の人数の合計はどうですか。

川村事務職員 公平委員会が所管する管理職ですが、企業職と消防職は除いた人数で、今回の改正後の管理職の職員の人数は、156名になります。平成27年4月1日の人数におきましては、154名になります。

委員長 他に何かご発言あれば承ります。

杉野委員 職員課主査について、人事育成担当が人材育成担当に変わったのはどういう内容でしょうか。

川村事務職員 昨年7月にこの規則を改正した際、人事当局からの公平委員会宛の通知の内容に従い改正したところではありますが、職名の表記に誤りがあ

ったため、今回の改正にあわせて整理させていただくものです。したがって、所管する業務内容に変更はありません。

委員長 他に何かありますか。(なし)

それでは、事務局の説明のとおり、管理職員等の範囲を確認し、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり決してよろしいでしょうか。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、2のその他について、何かございませんか。

川村事務職員 事務局からはございません。

委員長 それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時15分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩